

# 近隣トラブルの解決に向けて（近隣トラブル解決センター設立企画提案）

## 政策の・・・

- <緊急性> 近隣トラブルの急増する社会。5年で2倍の増加。  
(トラブルは個人の問題、しかし解決システムの整備は社会の問題)
- <社会現状> 解決システム未整備のために起こる様々なトラブル  
(訴訟や事件による社会コストの増大。個人の人生の喪失・破壊)
- <公益性> 米国・Neighborhood Justice Centerをモデルとした日本版・近隣  
トラブル解決センターの設置  
(トラブルの解決は、最大の住民サービス)

**解決センターの骨子**

- 1) **公的紛争解決機関**  
近隣トラブル解決センターは、地域の自治体が設置し運営する。  
(住民意識、警察・市役所との連携、非営利目的、・・・)
- 2) **近隣トラブルの処理**  
解決センターは、公害苦情以外の近隣トラブル全般の解決を担う。
- 3) **米国的現代調停による解決**  
解決手段は、win-win resolutionを目指す、米国的現代調停による。
- 4) **ボランティア調停員の活用**  
調停は市民ボランティアが担当し、所定のトレーニング(調停技法)を受けてこれにあたる。
- 5) **無料の住民サービス**  
解決のための調停プロセスは、地域住民に無料で提供。

**市民自らが、調停員として市民のトラブルを解決する社会システム**

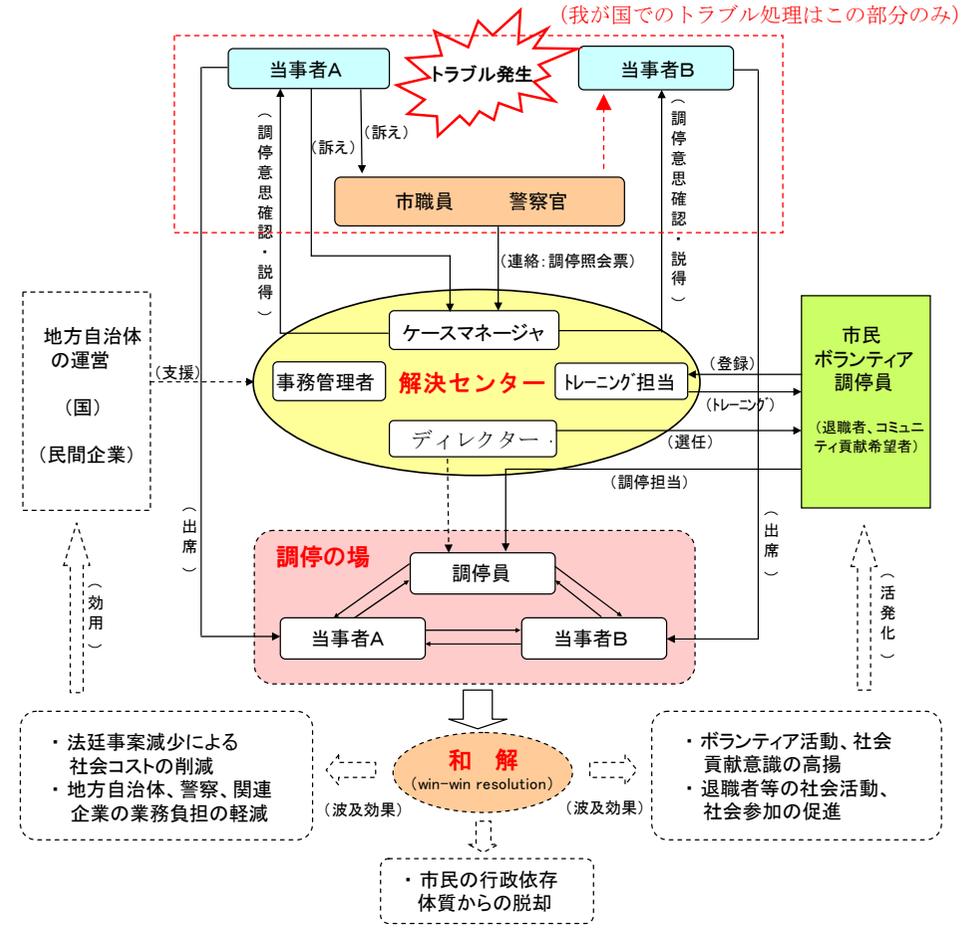
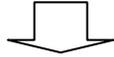


図1 提案する近隣トラブル解決センターの処理システム

- \* **米国的現代調停** : 当事者双方が同席して話し合う同席調停が基本。コーカスと呼ばれる個別の話し合いも必要に応じて使われる。調停技法が確立されている。日本の場合は個別調停(シャトル調停)
- \* **win-win resolution** : トラブルの当事者が、お互いに少しずつ我慢して妥協するfifty-fiftyの解決ではなく、双方とも真に満足できる円満な解決。我が国のトラブルは、当事者双方に不満の残る lose-lose の決着が殆どである。

・ **トラブル解決のための要点**

- 1) win-winの解決が存在することを当事者に認識させる  
(社会システムが整備されていることが必要)
- 2) トラブル初期段階でのピックアップと対処(無料の調停)
- 3) 調停トレーニングの修了者が仲介をすること



・ **我が国のトラブル処理体制**

- 1) 地方自治体、警察の対応
- 2) 法テラス、訴訟
- 3) 行政型ADR(公害審査会、国民生活センターなど)
- 4) 民間ADR認証機関

何れも近隣トラブルの解決に馴染まない。

・ **近隣トラブルは感情公害**

- 1) 話し合いで解決するのが最も望ましい
- 2) 話し合いにはプロセスが必要  
(当事者同士だけの話し合いは、事態を悪化させる)

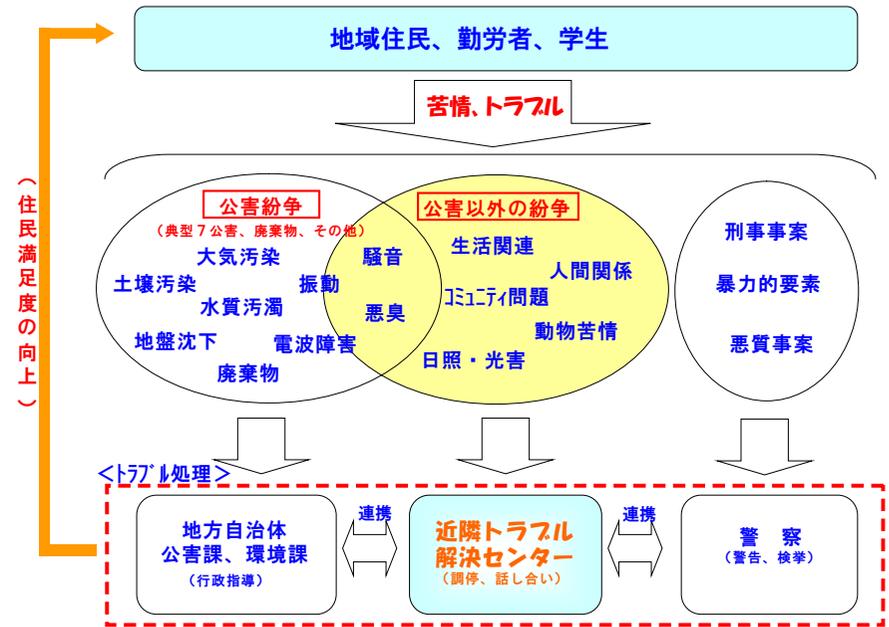


図2 苦情、トラブル処理の分担スキーム(日本版)

表1 近隣関係苦情件数

公害関係苦情 (騒音、悪臭などの近隣分)	約15,000件
地方公共団体への近隣関係苦情	約13,000件
警察への苦情	約50,000件
計	約80,000件

ほぼ、公害関係苦情総数(約10万件/年)に相当する件数

米国でのNeighborhood Justice Centerの設立

- ・ 訴訟増加に対応するため、1977年に司法省により試験的に設立(ロサンゼルス、アトランタ、カンザスシティの3ヶ所)
- ・ 3ヶ月の和解率が83%。有効性が確認され法律化、全米各地に設置(イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどの英語圏にも波及)

表2 NJCの実例(米国ネバダ州・クラーク郡NJC)

所在地	1600 Pinto Lane, Las Vegas, NV 89106
設立年	1991年
活動内容	調停サービス(無料、調停以外のADRはなし)
スタッフ数	フルタイム11名、ハーフタイム6名
登録ボランティア数	約100名
年間予算	約110万ドル
和解率	2005年平均7.6%(2006年6月は8.9%)

